

厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 雑則（第七十五条～第八十八条） 附則</p> <p>（業務、資本その他について密接な関係を有する適用事業所）</p> <p><u>第二条</u> 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」といふ。）第一条第二項の厚生労働省令で定める要件は、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）のおおむね二割を直接又は間接に保有する関係にあること又は一の適用事業所の事業主が行う事業と他の適用事業所の事業主が行う事業との人的関係が緊密であることとする。</p> <p>（規約の変更の認可の申請）</p> <p><u>第三条</u>（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>（合併の認可等の申請）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p>
<p>現行</p>	<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 雑則（第七十五条～第八十条） 雑則</p> <p>（規約の変更の認可の申請）</p> <p><u>第一条</u>（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p><u>第三条</u> 削除</p> <p>（合併の認可等の申請）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p>

2 (略)

一 認可の申請前一月以内現在における合併しようとする基金の財産目録、貸借対照表並びに責任準備金の額及び当該時点を令第三十九条の第三項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額（第七十五条第一項第三号において「合併時の最低積立基準額相当額」という。）の明細を示した書類

二 (略)

3 (略)

(育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等)

第十九条の二 事業主は、法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。

一 (略)

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を開始した年月日

五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

六 育児休業等を終了する年月日（以下「休業終了予定日」という。）

2 法第百三十九条第七項若しくは第八項又は法第百四十条第九項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する事業所の事業主であつて、法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が休業終了予定日を変更したとき又は休業終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を基金に提出しなければならない。

2 (略)

一 認可の申請前一月以内現在における合併しようとする基金の財産目録、貸借対照表並びに責任準備金の額及び当該時点を厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十九条の第三項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した額（第七十五条第一項第三号において「合併時の最低積立基準額相当額」という。）の明細を示した書類

二 (略)

3 (略)

(育児休業期間中の加入員に係る掛金免除の申出等)

第十九条の二 事業主は、法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出しなければならない。

一 (略)

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）を開始した年月日

五 育児休業に係る子の氏名及び生年月日

六 育児休業を終了する年月日（以下「休業終了予定日」という。）

2 法第百三十九条第七項若しくは第八項又は法第百四十条第九項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する事業所の事業主であつて、法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が休業終了予定日を変更したとき又は休業終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を基金に提出しなければならない。

（掛金の額の算出方法）

第三十一条（略）

2（略）

3 法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金であつて第一項の規定に基づく掛金の額の算定が困難なものに係る令第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、第一項の規定にかかわらず、一定の額とする方法とすることができる。

（代行保険料率の算定）

第三十二条の十二 法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率は以下「代行保険料率」という。）は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める日（以下「代行保険料率算定基準日」という。）を基準として算定する。

一～四（略）

（掛金等の控除の方法）

第四十七条の三（略）

一（略）

二 控除後の掛金等の額は、加入員が負担する掛金等の額が加入員を使用する適用事業所の事業主が負担する掛金等の額を上回らないものであること。ただし、当該掛金等の額のうち当該基金の加入員の免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額に法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。）の合計額については、加入員及び加入員を使用する適用事業所の事業主が、それぞれ掛金等の半額を負担するものであること。

（掛金の額の算出方法）

第三十一条（略）

2（略）

3 法附則第三十条第一項の認可を受けた基金であつて第一項の規定に基づく掛金の額の算定が困難なものに係る令第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、第一項の規定にかかわらず、一定の額とする方法とすることができる。

（代行保険料率の算定）

第三十二条の十二 法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める日（以下「代行保険料率算定基準日」という。）を基準として算定する。

一～四（略）

（掛金等の控除の方法）

第四十七条の三（略）

一（略）

二 控除後の掛金等の額は、加入員が負担する掛金等の額が加入員を使用する適用事業所の事業主が負担する掛金等の額を上回らないものであること。ただし、当該掛金等の額のうち当該基金の加入員の免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額に法第八十一条の三第二項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。）の合計額については、加入員及び加入員を使用する適用事業所の事業主が、それぞれ掛金等の半額を負担するものであること。

（加入員原簿）

第五十条 令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 標準報酬月額（法第二十六条第一項の規定により同項に規定する

従前標準報酬月額が当該月の標準報酬額とみなされた月にあつて

は、従前標準報酬月額を含む。第六十六条第四号、第七十条第一項

第四号及び第七十三条第六号において同じ。）及び標準賞与額

九・十（略）

（業務概況の周知）

第五十六条の二（略）

一～八（略）

2（略）

一～四（略）

3| 基金が加入員に周知事項を周知させる場合であつて、前項各号のい
ずれかの方法を選択するときは、加入員以外の者であつて基金が年金
たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているもの
も周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

（財産目録等の提出）

第六十五条 令第四十四条の厚生労働省令で定める書類は、基金が解散
した日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして
同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及び法第六十二条の三
第一項に規定する責任準備金に相当する額（以下「責任準備金相当額
」といふ。）並びにこれらの額の明細を示した書類とする。

（加入員原簿）

第五十条 令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七（略）

八 標準報酬月額及び標準賞与額

九・十（略）

（業務概況の周知）

第五十六条の二（略）

一～八（略）

2（略）

一～四（略）

3| 基金が規約の変更を行った場合にあつては、第一項の規約の周知を
速やかに行うものとする。
4| 基金が加入員に周知事項を周知させる場合であつて、第二項各号の
いずれかの方法を選択するときは、加入員以外の者であつて基金が年
金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているもの
にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

（財産目録等の提出）

第六十五条 令第四十四条の厚生労働省令で定める書類は、基金が解散
した日を令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして
同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及び法第六十二条の三
第一項に規定する責任準備金に相当する額並びにこれらの額の明細を
示した書類とする。

2
(略)

(解散に伴う事務の引継ぎ)

第六十六条 基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（以下「解散基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の基準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の基準報酬月額及び標準賞与額

五 (略)

(中途脱退者に係る義務の移転等の申出)

第七十条 令第五十一条第一項の規定による老齢年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務の移転の申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の基準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基

2
(略)

(解散に伴う事務の引継ぎ)

第六十六条 基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（以下「解散基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均基準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均基準報酬額

五 (略)

(中途脱退者に係る義務の移転等の申出)

第七十条 令第五十一条第一項の規定による老齢年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務の移転の申出は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均基準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基

準標準給与額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 (略)

2 (略)

(中途脱退者等に関する原簿)

第七十二条 令第五十四条において準用する令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

五 第二号の基金における平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

六 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

七 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第七十五条 法第七十六条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第三条第三号に規定する書類

三 十七 (略)

十八 第八十一条第二号、第三号ロ及び第五号イに掲げる書類

十九 第八十四条第一項第二号に掲げる書類

2 (略)

(老齢年金給付の支給に関する義務の免除の認可の申請)

準標準給与額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額

五 (略)

2 (略)

(中途脱退者等に関する原簿)

第七十二条 令第五十四条において準用する令第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

五 第二号の基金における平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額

六 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の基準標準給与額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額

七 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第七十五条 法第七十六条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 第二条第三号に規定する書類

三 十七 (略)

2 (略)

(老齢年金給付の支給に関する義務の免除の認可の申請)

第八十条 法附則第三十二条第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する義務を免れることについての認可の申請は、申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 (略)

(責任準備金相当額の減額の申出)

第八十一条 法附則第三十三条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申出は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、申出書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 法附則第三十三条第一項の規定による申出をした日（以下この条及び次条において「申出日」という。）前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、法附則第三十三条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 申出日の属する月前二年間において令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 次条の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

五 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 申出日の属する事業年度の前事業年度（当該申出日がある日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）の末日における法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下

第八十条 法附則第三十条第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する義務を免れることについての認可の申請は、申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 (略)

「過去期間代行給付現価の額」という。）及びその算出の基礎となる事項を示した書類並びに加入員又は加入員であつた者に係る当該申出日の属する事業年度の前事業年度の各月の標準報酬月額額の総額の合計額及びその明細を示した書類

ロ 平成八年四月一日から当該申出日までの間に代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回つたことがあることを証する書類又は当該基金が設立された日から平成八年三月三十一日までの間に法第八十一条の三第二項の規定の例により計算した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回つたことがあると認められることを証する書類

六 設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していることを証する書類

七 第一号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を令第六十五条第一項第一号の解散した日とみなして同条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

（特定基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法）

第八十二条 令第六十四条第一号の当該基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を

控除して得た率とする。

- 一 申出日の属する月前二年間に当該基金が当該基金の規約で定めるところにより徴収すべきであった掛金の総額（法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の額と当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額）を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る申出日の属する月前二年間の標準報酬月額で除して得た率
- 二 二を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額（法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなかつたとした場合に支給していたと見込まれる老齢年金給付の額）の当該基金における平均的な代行給付（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。）の額に対する比率で除して得た率

三 第一号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、同号の標準報酬月額の総額で除して得た率

（平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額の総額に対する掛金の総額の比率）

第八十三条 令第六十四条第一号の平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の六十四とする。

（納付計画の承認の申請）

第八十四条 法附則第三十四条第一項の規定による責任準備金相当額の納付に関する計画（以下「納付計画」という。）の承認の申請は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、申請書に、納付計画及び次の各号に掲げる書類を添付して、厚生労働大

臣に提出することによつて行つものとする。

一 法附則第三十四条第一項の規定による申請をした日前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

2 | 法附則第三十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（設立事業所の事業主が単独の基金にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 納付の猶予を受けよつとする期間が五年を超える場合は、その理由

二 清算が終了するまでの間における納付計画に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項

三 納付の猶予を受けよつとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

四 設立事業所の事業主が事業を廃止した場合において、当該事業主が負担する必要があると認められる金額に係る当該事業主以外の設立事業所の事業主ごとの負担方法

3 | 納付計画の承認の申請を行う基金は、当該納付計画の承認の申請に伴つ法第百十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該納付計画の承認の申請と同時にに行わなければならない。

（納付計画の承認の要件）

第八十五条 法附則第三十四条第四項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 解散の認可を受けた時点において基金が保有する年金給付等積立金の総額を解散したときに納付するものであること。

二 原則として納付の猶予を受けよつとする期間において納付する金

額が期間を経過することにより増加しないことその他納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。

三 原則として年四回以上、定期的に納付するものであること。

四 清算が終了するまでの間に、前条第二項第二号の清算に係る事務を確実に執行できると見込まれること。

五 設立事業所の事業主が単独の基金以外の基金にあつては、前条第二項第三号及び第四号に規定する事業主ごとの負担方法が明確であること。

（納付計画の変更の承認の申請）

第八十六条 法附則第三十五条第一項の規定による納付計画の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、変更後の納付計画を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 第八十四条第三項の規定は、前項の納付計画の変更の承認の申請に準用する。この場合において、第八十四条第三項中「承認の申請」とあるのは、「変更の承認の申請」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十七条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第三百三十一条から第三百三十四条までの規定は、法附則第三十八条第一項において確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十一条	令第八十二条	厚生年金基金令第六十六条第
第一項各号列		二項において準用する令第八
記以外の部分		十二条

<p>第三百三十一條 第一項第一号</p>	<p>法第百十四條第一項</p>	<p>厚生年金保險法附則第三十八條第一項において準用する法第百十四條第一項</p>
<p>第三百三十一條 第一項第二号</p>	<p>令第八十二條第三号</p>	<p>厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十二條第三号</p>
<p>第三百三十一條 第二項各号列 記以外の部分</p>	<p>令第八十二條第四号</p>	<p>厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十二條第四号</p>
<p>第三百三十一條 第二項第一号</p>	<p>解散厚生年金基金等（法第百十三條第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。） 令第八十六條</p>	<p>特定基金（厚生年金保險法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいう。） 厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十六條</p>
<p>第三百二十二條</p>	<p>令第八十四條</p>	<p>厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十四條</p>
<p>第三百二十三條 第一項各号列 記以外の部分</p>	<p>令第八十五條第一号 法第百十四條第三項</p>	<p>厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十五條第一号 厚生年金保險法附則第三十八條第一項において準用する法第百十四條第三項</p>
<p>令第八十七條第一項</p>	<p>令第八十七條第一項</p>	<p>厚生年金基金令第六十六條第二項において準用する令第八十七條第一項</p>

第百三十三条 第一項第一号	令第八十五条第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十五条第一号
第百三十三条 第一項第四号	令第八十七条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十七条
第百三十三条 第一項第七号	令第八十六条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十六条
第百三十三条 第二項各号列記以外の部分	令第八十五条第二号 法第十四条第三項	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十五条第二号 厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第十四条第三項
第百三十三条 第二項第一号	令第八十六条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十六条
第百三十四条 第一項	令第八十五条第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十五条第一号
第百三十四条 第二項	令第八十五条第二号 令第八十七条第一項第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十五条第二号 厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十七条第一項第一号
	令第八十七條第一項第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十七條第一項第一号

（納付特例基金の解散に伴う事務の引継ぎ）

第八十八条 法附則第三十三条第三項の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた同条第一項の申出を行った基金又は法附則第三十四条第一項の承認を受けた基金が解散したときは、第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会」とあるのは、「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「、住所及び基礎年金番号」とあるのは「、及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下「法附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法第六十六条の三第一項」とあるのは「法附則第三十三条第三項又は法附則第三十四条第五項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

附則

2 第三十二条第三項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「標準掛金額」とあるのは、「標準掛金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二項

附則

2 第三十二条第三項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「標準掛金額」とあるのは、「標準掛金額並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二

から第五項までの規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する費用（掛金の算出の基準となる日後の加入員たる被保険者であつた期間となると見込まれる期間に係るものに限る。）の額」とする。

項から第五項まで及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第七条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する費用（掛金の算出の基準となる日後の加入員たる被保険者であつた期間となると見込まれる期間に係るものに限る。）の額」とする。

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等） 第二百二十九条 法第十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞なく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において当該厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（第二号において「消滅基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を社会保険庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であった期間（以下この条において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の平均標準報酬月額</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等） 第二百二十九条 法第十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞なく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において当該厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者（第二号において「消滅基金加入員」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を社会保険庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第三十条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であった期間（以下この条において「附則第三十条加入員期間」という。）を除く。）の基準標準給与月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十条加入員期間を除く。）の平均標準報酬月額</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>